

大曲労働基準監督署発表
令和4年11月22日

【照会先】
大曲労働基準監督署
署長 若月知宏
監督・安衛課長 大隅 建
(電話)0187-63-5151

報道関係者 各位

【大曲労働基準監督署】
労働時間等説明会 - 荷主・運送事業者懇談会 - を開催します！
(令和6年4月からトラック運転者等について時間外労働の上限規制が適用されます)

大曲労働基準監督署(署長 若月知宏)は、トラック運転者等の労働条件向上への周知・理解を目的とした説明会を下記により実施します。

講習会の目的

働き方改革関連法の成立に伴い、改正労働基準法が平成31年4月1日から施行されていますが、自動車運転者については、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されています。道路貨物運送事業者には、猶予期間中に労働時間の削減に向けた自主的な取組を推進していただくとともに、荷主事業者にも、自動車運転者の労働環境等についてご理解を深めていただき、道路貨物運送事業者と荷主事業者が一体となって自動車運転者の働き方改革を推進していくことが重要となります。また、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)により、自動車運転者の拘束時間、休息期間等について上限基準が設けられていますが、今般、労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会において、本年9月に改善基準告示の在り方についての検討結果が取りまとめられ、改善基準告示が改正され、令和6年4月1日から施行される予定となっています。

以上から、本説明会では、道路貨物運送事業者及び荷主事業者の皆様を対象として、

- (1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の改正内容(トラック)
- (2) 時間外労働の上限規制ほか改正労働基準法

について説明を行います。

さらに、東北運輸局秋田運輸支局から「トラック運送事業の現状」について説明が行われます。

講習会の概要

- ・日時：令和4年11月29日(火) 午後1時30分から午後3時30分頃まで
- ・場所：グランドパレス川端 (大仙市大曲浜町7-39)
- ・対象：秋田県内の運送事業者及び荷主事業者
- ・主催：大曲労働基準監督署及び公益社団法人秋田県トラック協会

お問合せ先

大曲労働基準監督署 監督・安衛課(担当：おおすみ大隅)
〒014-0063 大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1階
TEL：0187-63-5151 FAX：0187-63-5141

報道機関の皆様には、働き方改革の推進及び時間外労働の削減に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。